公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

京都土木株式会社

法人番号 2130001026236 (京都府知事許可 第 032324 号)

2 取引停止措置期間

3か月(令和6年4月24日~令和6年7月23日)

3 取引停止の理由

京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果(令和4年3月31日審査基準日)を複数の公共工事の発注者(京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局)に提出して入札参加資格を得ていたことが明らかとなったことから、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。

また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していたことから、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」 別表第2第5号に該当するため。

令和6年4月24日

国立大学法人東海国立大学機構機構長 松尾 清一